

## 新潟薬科大学障がい学生支援に関する基本方針

制定 平成29年4月1日

### (目的)

この基本方針は、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」(平成25年法律第65号)を遵守し、新潟薬科大学(以下「本学」という。)における障がいのある学生に対する支援に関し、基本となる事項を定め、本学の障がい学生支援の推進に資することを目的とする。

### (基本方針)

本学は、障がいの有無による差別を行わないことを本学の学生及び教職員に周知し、障がいのある学生が障がいを理由に修学を断念することのないよう努める。

### (支援対象学生)

支援対象の障がいのある学生とは、身体障がい、知的障がい、精神障がい(発達障がいを含む。)その他の心身の機能の障がいがある者であって、障がい及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にある本学学生及び本学入学志願者をいう。

### (差別的取り扱いの禁止)

本学は、障がいのある学生又は障がいのある入学志願者に対して、正当な理由なく、障がいを理由として教育及び研究、その他本学が行う活動全般について機会の提供を拒否し、又は提供に当たって場所・時間帯などを制限すること、障がい者でない者に対しては付かない条件を付けるなどの差別的取り扱いをしてはならない。

正当な理由に相当するか否かについては、個別の事案ごとに、障がい者、第三者の権利利益の観点から、具体的な状況等に応じて総合的・客観的に判断するものとし、教職員は、正当な理由があると判断した場合には、障がいのある学生又は障がいのある入学志願者にその理由を説明し、理解を得るよう努めなければならない。

### (合理的配慮)

本学は、障がいのある学生及び障がいのある入学志願者からその障がいの根拠となる資料等の提出があり、配慮を必要としている意思の表明があった場合は、その実施に伴う負担が過重でない範囲において、障がいのある学生及び障がいのある入学志願者に不利益が被らないよう最大限考慮し、修学上又は受験上の合理的な配慮を行う。

(相談体制)

本学は、全ての組織・教職員が連携して、障がいのある学生の支援を実施するにあたり、障がい学生、その保証人ならびにその関係者からの相談に応じるための窓口を学生支援総合センターとする。

(研修・啓発)

本学は、障がいを理由とする差別の解消及び支援の実施に必要な研修を行う。